

スマート農業技術の開発とその供給に取り組む事業者への新たな支援制度がスタートします！

スマート農業技術活用促進法※

「開発供給実施計画」の認定を受けることで
さまざまな支援が受けられます。

計画認定を受けるメリット

➤ 日本政策金融公庫から長期低利の融資※を受けられます。

- 償還期限を25年以内とする等、大規模投資にも対応
- 据置期間を5年以内とし、事業者の初期償還負担を軽減
- 貸付金の使途に設備投資だけでなく長期運転資金も設定

※開発した製品の供給の取組に必要な資金が貸付対象です（研究開発の取組は貸付対象外）

➤ 農研機構が全国に有する
研究設備等を利用することができます。



試験ほ場



ロボットトラクタ

➤ 会社の設立や出資の受入れ等の際、
税制上の優遇措置が受けられます（登録免許税の軽減）。

➤ 行政手続のワンストップ化が可能です。

- ドローン等の無人航空機による農薬散布等の特定飛行を行う場合の航空法上の許可・承認の手続がワンストップ化されます。（航空法の特例）

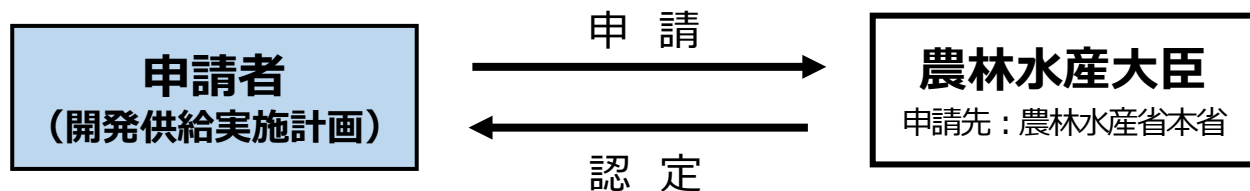
➤ 新品種の品種登録を行う場合の出願料・登録料が減免されます。
（種苗法の特例）

➤ 中小機構による債務保証が受けられます。
（農業競争力強化支援法の特例）

認定の対象となる事業活動については裏面へ ➡

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律
令和6年6月21日公布、令和6年10月1日施行予定です

認定のフローと申請者



<申請者>

- ⇒スマート農業技術の開発・供給を行う事業者
- ・ 農機メーカー ・ スタートアップ
 - ・ サービス事業者 ・ 大学、公設試験研究機関 等

認定の対象となる事業活動

- スマート農業技術等の開発（①）と開発した製品の供給（②）を一体的に取り組む事業活動が対象です。

① スマート農業技術等の開発

⇒農林水産省が示す

**重点開発目標※¹に該当する
スマート農業技術等※²の開発**



② スマート農業技術等の供給

⇒開発した製品の**生産及び販売、
又はスマート農業技術活用
サービスの提供**

<取組例>



① ネギの自動農薬散布ロボットの開発



② 開発した①の技術を用いた農薬散布サービスの展開

※ 1 人口減少下においても生産水準の維持を可能とする労働時間の削減割合及びその実現に必要なスマート農業技術を重点開発目標として設定

※ 2 スマート農業技術の他、その効果を高める種苗その他の農業資材も対象です。

